

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第九号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第十三条 勤勉手当については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、管理者は、職員に異動があつたこと等の事情により、本文の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第十九条の四第二項に規定する勤勉手当の総額が同項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

附則第四項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表第一の備考中「~~海一〇六~~」を「~~海一四六~~」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。